

横須賀市 障害とくらしの支援協議会

第4回（令和5年度第2回） 全体会 次第

日 時：令和6年3月22日（金）

14時00分から16時00分（予定）

会 場：横須賀市役所本館3号館 3階 301会議室

1 開 会

2 議 題

（1）令和5年度 障害とくらしの支援協議会の活動報告

（2）令和6年度～令和8年度 障害とくらしの支援協議会
編成の基本的な考え方について（案）

（3）委員の所属団体等の活動状況と地域課題に関する意見交換

（4）その他

3 閉 会

◆配付資料

- 【資料1】令和5年度協議会活動（実績）
- 【資料2】3年間事業計画（全体会）
- 【資料3】3年間事業計画（実務者運営会議）
- 【資料4】3年間事業計画（基幹相談支援センター）
- 【資料5】3年間事業計画（こども支援部会）
- 【資料6】3年間事業計画（くらしの支援部会）
- 【資料7－1】3年間事業計画（在宅支援部会）
- 【資料7－2】介護保険移行リーフレット
- 【資料8】3年間事業計画（相談支援部会）
- 【資料9】3年間事業計画（移動支援部会）
- 【資料10】3年間事業計画（地域生活支援拠点等部会）
- 【資料11】協議会編成の基本的な考え方について（案）

横須賀市 障害とくらしの支援協議会 活動スケジュール（実績）

年度	月	全体会	実務者運営会議	基幹相談支援センター 意見検討会	こども支援部会	くらしの支援部会	在宅支援部会	相談支援部会	移動支援部会	地域生活支援拠点等部会
令和5年度	4月							■19日 第4回相談支援部会 ・活動方針及びスケジュールについて ・障害福祉計画への意見出し		■20日 第5回 ・活動方針及びスケジュールについて ・障害福祉計画への意見出し ・地域生活支援拠点等の整備に関する課題の整理と課題解決のための方向性について
	5月		■22日 第4回 ・実務者運営会議スケジュールの確認 ・障害福祉計画への意見出し		■8日 第5回 ・障害福祉計画への意見出し	■15日 第6回 ・障害福祉計画への意見出し ・くらしに関するアンケート調査の結果について	■26日 第5回 ・相談支援専門員対象のアンケート調査結果について ・障害福祉計画への意見出し ・今後のスケジュールについて	■25日 第3回相談支援事業所全体会 ・活動方針及びスケジュールについて ・障害福祉計画への意見出し	■15日 第5回 ・障害福祉計画への意見出し ・移動支援に関するアンケート調査の結果について	■18日 第6回 ・障害福祉計画への意見出し
	6月	■28日 第3回 ・協議会活動計画（案）の説明 ・障害福祉計画への意見出し ・委員の所属団体等の活動状況と地域課題に関する意見交換	■1日 第5回 ■22日 第6回 ・障害福祉計画への意見出し							
	7月				■31日 第6回 ・ピアカウンセリングについて ・障害児不登校児の居場所について ・トライアングルプロジェクトについて		■11日 第6回 ・相談支援専門員対象のアンケート調査結果について ・ガイドライン（案）について	■地域会議×5グループ		
	8月									
	9月		■13日 第7回 ・地域生活支援拠点等について ・各部会の活動状況報告 ・次年度以降の協議会体制について			■7日 第7回 ・今年度と次年度に向けた取り組みについて		■第5回相談支援部会（仮）	■7日 第7回 ・今年度と次年度に向けた取り組みについて	■6日 第7回 ・地域生活支援拠点等の整備の方向性について
	10月			今年度新体制で運営を行っているため、開催見合わせ			■24日 第7回 ・障害、介護サービス併用の手引き ・今後の部会予定について	■18日 GSV研修 ■18日 第5回相談支援部会		
	11月				■8日 第7回 ・トライアングルプロジェクトについて ・障害児不登校児の居場所について ・サポートブックについて	■7日 第8回 ・2022年度実施アンケート調査の評価 ・地域生活支援拠点等に対する意見出し検討		■地域会議×5グループ ■15日 模擬GSV実施	■7日 第8回 ・2022年度実施アンケート調査の評価 ・移動支援ガイドライン作成に向けた検討	
	12月									
	1月		■11日 第8回 ・地域生活支援拠点等について ・次年度以降の協議会体制について				■19日 第8回 ・障害、介護サービス併用の手引き ・2年間のまとめ（評価や今後の課題）			
	2月				■9日 第8回 ・サポートブックの見直しについて ・来年度に向けた課題について	■5日 第9回 ・2022年度実施アンケート調査の評価 ・2年間の活動の総括		■8日 地域課題抽出のための研修 ■21日 相談支援専門員のための成年後見制度（勉強会） ■21日 第6回相談支援部会	■5日 第9回 ・2022年度実施アンケート調査の評価 ・2年間の活動の総括	
	3月	■22日 第4回 ・協議会活動の報告 ・次年度以降の協議会編成の基本的な考え方について ・委員の所属団体等の活動状況と地域課題に関する意見交換	■16日 第9回 ・次年度以降の協議会体制について					■13日 第4回相談支援事業所全体会		

令和4年度～令和5年度 事業計画（全体会）

【共通目標】：横須賀市障害福祉計画（横須賀市障害児福祉計画）の策定及び評価に対する提言。障害福祉に関する社会資源（フォーマル・インフォーマル）の充実を目指す。

部会等		全体会		
課題		- 横須賀市障害福祉計画（横須賀市障害児福祉計画）に意見を出します。 - 横須賀市における障害者（児）を取り巻く様々な課題等について情報交換と情報共有が必要 - 横須賀市内の地域課題について解決に向けた協議が必要		
方針		関係機関等（保健・医療・福祉・教育・就労等の他分野、多職種の関係者）の連携を図る場とします。専門部会等で協議されたことを障害福祉分野はもちろん、様々な関係者へ「情報発信・収集」「地域課題の共有」をしていくことが求められます。		
計画	時期	達成目標		
		第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）		第7期…（第3期…）
		1年目	2年目	3年目
アセスメント	3月	- 多職種、他関係機関を交えたのネットワークづくり - 課題の共有化 - 障害福祉計画モニタリング - エバリュエーション共有化	- 障害福祉計画の評価と意見表出 - 現状を知り、更に課題の共有化を進める。 - 各協議内容の協議。 - 協議内容から出されている内容の確認。	- 新体制の構築 - 現状を知り、更に課題の共有化を進める。 - 各協議内容の協議。 - 協議内容から出されている内容の確認。
プランニング				
インターベンション	4月			
モニタリング	10月			
エバリュエーション	2月			
取り組み内容	3月	協議会の活動報告を行い、障害福祉分野に関する課題等を様々な人に知ってもらう。 また、全体会に参加する多職種、他関係機関が把握している障害福祉に関する話題を共有していく。	同左	同左
評価	2月	協議会の各部会の報告を行い、障害福祉分野での課題等を様々な関係者へ共有することができた。 また、新委員の所属団体の活動状況をご報告いただく中で、当事者団体代表者や医療分野関係者から、医療的ケア児等や重度の障害のある人の在宅生活をどのように支えていくか？という課題を共有していただいた。障害福祉分野で感じている課題が、他分野でも認識・取り組みがされていることを知り、改めて連携の必要性と、他分野にも協力者がいることを感じる事ができた。	協議会の各部会で挙がっている課題と障害福祉計画への意見について共有するとともに、全体会委員にもご意見をいただいた。7月に協議会の意見として、市長に提出することができた。 前年度同様に、委員の所属団体の活動をご報告いただく中で、協議会内で協議されている課題について、他分野や他団体でも課題として認識されていることを知ることができた。	

令和4年度～令和5年度 事業計画（実務者運営会議）

【共通目標】：横須賀市障害福祉計画（横須賀市障害児福祉計画）の策定及び評価に対する提言。障害福祉に関する社会資源（フォーマル・インフォーマル）の充実を目指す。

部会等		実務者運営会議		
課題		・各専門部会等の進捗を定期的にアセスメントします。 ・地域診断と地域課題の抽出と評価検討。 ・特別部会の内容協議。		
方針		各専門部会等で挙げている「地域課題の整理と進捗管理」「地域診断」「障害福祉計画の評価」「地域資源の開発等」についてアセスメントを行い、具体的に協議を行います。		
計画	時期	達成目標		
		第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）		第7期…（第3期…）
		1年目	2年目	3年目
アセスメント	3月	・各部会の進捗管理 ・新たに抽出された地域課題のアセスメントを行う。 ・障害福祉計画モニタリング	・障害福祉計画の評価と意見表出内容の整理 ・各部会の進捗管理。 ・新たに抽出された地域課題のアセスメントを行うとともに、来年度以降の協議会体制の検討。	・各部会の進捗管理 ・新たに抽出された地域課題のアセスメントを行う。 ・障害福祉計画モニタリング
プランニング				
インターベンション	4月			
モニタリング	10月			
エバリュエーション	2月			
取り組み内容	3月	各部会の活動の進捗を確認しながら、障害福祉計画で挙げている地域課題に対して、どこまで議論を進めることができているかモニタリングをしていきます。	同左	同左
評価	2月	各部会の活動について、実務者運営会議の中で進捗状況の確認をすると共に、協議の中で出てきた他の部会にも関わる課題や考え方の共有を行うことができた。 第1回全体会でご意見いただいた就労に係る情報や課題については、よこすか就労援助センターや障害福祉課就労支援係やと協議の場をもち、情報の共有ができた。次年度以降も年に1回程度、実務者運営会議で情報の共有を行い、引き続き協議会の運営体制について検討していきたい。	各部会の活動について、実務者運営会議の中で進捗状況の確認をすると共に、協議の中で出てきた他の部会にも関わる課題や考え方の共有を行った。 障害福祉計画への意見提出にあたっては、実務者運営会議でも改めて現状と課題について共有するとともに、構成等を含めた意見提出に係る協議を行うことができた。 今年度の活動について評価を行う中で、より良い協議会運営を目指して、次年度以降の協議会体制について協議を行った。具体的な組織編成については、次年度の実務者運営会議で再協議いただくこととなるが、組織編成の大枠について協議を重ねた。	

令和4年度～令和5年度 事業計画（基幹相談支援センター）

【共通目標】：横須賀市障害福祉計画（横須賀市障害児福祉計画）の策定及び評価に対する提言。障害福祉に関する社会資源（フォーマル・インフォーマル）の充実を目指す。

部会等		基幹相談支援センター		
課題		・「横須賀市　くらしの支援協議会の役割の明確化」 ・横須賀市内の相談体制（三層構造）の推進と構築 ・人材確保と育成		
方針		・事務局は、協議会全体をナビゲート（交通整理）することが求められます。全体会の運営を行うとともに、各専門部会等で確認された課題の取り扱いについて実務者運営会議と協議・調整を行います。 ・基幹相談支援センターとして、支援者支援や権利擁護の推進、人材育成・質の向上のための研修企画（実践報告会等）に関する取り組みます。また、横須賀市内の相談支援体制（三層構造）の構築と機能の推進に取り組みます。		
計画	時期	達成目標		
		第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）		第7期…（第3期…）
		1年目	2年目	3年目
アセスメント	3月	・ケアマネジメントのプロセスを意識した協議会運営。 ・相談支援事業所等の現状の共有と、目指す方向性の共有。 ・所属組織以外と関わりの少ない支援者とも、一緒に考える機会を作る。	同左	・横須賀市の相談支援体制の推進
プランニング				
インターベンション	4月			
モニタリング	10月			
エバリュエーション	2月			
取り組み内容	3月	事務局として、活発な協議会運営のため、協議会全体のナビゲートを行うとともに、各部長や副部長の進行補助を行います。 相談支援事業所全体会や地域会議において、各相談支援事業所や相談支援専門員の実践状況の共有化を行いながら、困難ケースを抱える相談支援専門員が孤立しないような体制の構築を図ります。 相談支援を必要とする障害者がどこかに相談できるような体制を目指していくことの共有を行うとともに、三層構造の中での具体的なイメージを構築していきます。 これまで会議等に参加してこなかった現場の支援者が、他事業所での取り組みを知る機会を設定し、日々の実践に取り入れられる情報の相互共有を図ります。		
		協議会は、今期でエバリュエーションしていく。 三層構造の中での、障害者の相談イメージを醸造していくため、相談支援事業所だけでなく、法人への説明を行う。 現場の支援者の実践内容から見えてくる地域課題を整理し、次年度以降の協議会へつなげていきます。		
		1年目、2年目を踏まえて、相談支援体制の推進を行っていく。		

評価	2月	協議会は、各部長や副部長のご協力をいただき、概ね予定通り開催することができた。また、相談支援部会を活用し、市内相談支援専門員のネットワーク形成を行うことができた。引き続きネットワーク形成・強化を行っていくことで、相談支援専門員の定着や孤立化を防ぐことができると考えている。 基幹相談支援センター意見検討会の中で、現在の直営の基幹相談支援センターに不足していることの整理を行い、基幹相談支援センターのあり方を検討する以前に、相談支援体制全体の課題の整理と解決を図る必要があるとご意見をいただいた。 指定特定相談支援事業所・委託相談支援事業所・基幹相談支援センター、それぞれの課題を整理し、通常のサービス調整を超える部分のバックアップや相談支援専門員への助言を目的に、委託相談支援事業所の人員増と基幹相談支援センターへの主任相談支援専門員の配置を予算案として市議会に提出している。 また、指定特定相談支援事業所が赤字経営になりやすいという課題については、「相談支援事業の複数事業所による協働モデル」の実施ができないか、次年度以降検討していきたい。	協議会は、各部長や副部長のご協力をいただき、概ね予定どおり開催することができた。協議会全体をエバリュエーションしていく年度であったが、実務者運営会議で次年度以降の組織編成の大枠について共有を行うに留まっている。具体的な組織編成については、次年度の実務者運営会議で再協議いただきたいと考えている。 相談支援部会を活用し、引き続き相談支援専門員のネットワーク形成・強化を行うとともに、取り組みを事例検討からストレングスモデルを用いたグループスーパービジョン（以下GSV）へと変化させていくことで、相談支援専門員の人材育成の場づくりを行うことができた。GSV実施にあたっては、委託相談支援事業所がファシリテートの研修、主任相談支援専門員と基幹相談支援センターが地域課題の抽出に関する研修を受講し、効果的なスーパービジョンや地域づくりについて外部講師から学ぶ中で、相談支援体制の構築について改めて考えることができた。 指定特定相談支援事業所が赤字経営になりやすいという課題については、次年度早い段階での「相談支援事業の複数事業所による協働モデル」の実施に向けて、すべての指定特定相談支援事業所に事業の説明を行った。人員要件を満たすことができないことを理由に参加を見合わせた事業所を除き9事業所で協働モデルを開始する予定である。委託相談支援事業所については、5事業所中3事業所が参加する予定である。残りの2事業所についても、体制が整い次第参加する意向を示している。協働モデルの実施により、事業所の収益が劇的に改善するとはいかないまでも、確実に報酬を増やす効果は期待できることから、今回参加を見送った事業所に対して参加を促すよう取り組んでいきたい。 基幹相談支援センターとして、2月に相談支援専門員を対象とした成年後見制度の勉強会を開催している。また、グループホーム職員を対象とした研修を3月中に実施する予定である。 今年度から、一部業務を主任相談支援専門員へ委託することで、相談支援専門員に対する支援者支援の体制が拡充されたと感じている。
----	----	---	---

令和4年度～令和5年度 事業計画（こども支援部会）

【共通目標】：横須賀市障害福祉計画（横須賀市障害児福祉計画）の策定及び評価に対する提言。障害福祉に関する社会資源（フォーマル・インフォーマル）の充実を目指す。

部会等		こども支援部会		
課題		・教育機関との連携体制の構築（トライアングルプロジェクトを含む） ・障害受容期の課題抽出（行政関係との連携） ・障害福祉計画の検証 児を取り巻く課題や情報の共有化		
方針		・教育機関との連携についてはワーキングチーム内で検討 ・医療的ケア児等に関しては「横須賀地域小児等在宅医療検討会」より報告を受ける ・専門分野：【当事者、幼保(未就学児)、療相、児童発達、学校、放デイ】		
計画	時期	達成目標		
		第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）		第7期…（第3期…）
		1年目	2年目	3年目
アセスメント	3月	・各関係者の相互理解 ・課題の抽出 ・課題の共通化と共通認識 ・障害福祉計画モニタリング	・各関係者の相互理解 ・課題の抽出 ・課題の共通化と共通認識 ・障害福祉計画モニタリング	・連携体制の構築 ・次期3年間計画の検討、提案
プランニング				
インターベンション	4月			
モニタリング	10月			
エバリュエーション	2月			
取り組み内容	3月	【連携構築】 家庭・学校・福祉のトライアングルプロジェクトの推進 ⇒特に教育と福祉の連携については、相互理解の促進、情報共有の必要性を認識し合い協働できるようにしていく モデル事業化 ⇒家庭・学校に協力を依頼し、課題抽出から解決へ三者で取り組み成功事例を作り出していく。（その際、武山養護の教育相談も活用していけると良い） 家庭・学校・福祉それぞれへの周知方法を検討。	【システムづくり】 トライアングルプロジェクトを推進することで学校との連携を強め障害理解を深める ・児童事業所連絡会との連携放デイ等の課題解決のため部会と連携して研修等を行う。 ・障害福祉課との連携課題を抽出し連携体制を構築する。 【保護者支援】 ピアカウンセリングのシステム構築 【障害福祉計画】 意見集約し提出	
評価	2月	■トライアングルプロジェクト チラシを作成し学校・事業所から保護者に配布し推進を図る。小中学校へ訪問し周知。 ■放デイ等の評価表解説版作成 実際の支援に活用できるようにし、また市として監査の参考にしてもらえることとなった。	■トライアングルプロジェクト 学校との連携を図るため前年度に続き事業所見学会を実施した。事業所から保護者にチラシを配布してもらい学校との連携を促進した。 ■サポートブック 成人期も使用出来るようにするとともに、内容も見直し、改定版を作成した。	

令和4年度～令和5年度 事業計画（くらしの支援部会）

【共通目標】：横須賀市障害福祉計画（横須賀市障害児福祉計画）の策定及び評価に対する提言。障害福祉に関する社会資源（フォーマル・インフォーマル）の充実を目指す。

部会等		くらしの支援部会		
課題		・住まいに関する社会資源の不足。 ・重度障害者（行動障害、医療的ケアを含む）の暮らしの支援体制が不十分。 ・職員の支援力の強化（質の向上）		
方針		・重度障害者（行動障害、医療的ケアを含む）の暮らしの課題について協議し、暮らしの広がりに繋がります。 ・専門分野：【入所、GH、短期入所、地域移行、地域定着、自立生活援助】		
計画	時期	達成目標		
		第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）		第7期…（第3期…）
		1年目	2年目	3年目
アセスメント	3月	・暮らしの現状実態把握 ・課題の抽出 ・課題の共有化 ・障害福祉計画モニタリング	・障害福祉計画の評価と意見 ・課題解決のための検討と提案 ・次期3年間計画検討、提案	・人材育成
プランニング				
インターベンション	4月			
モニタリング	10月			
エバリュエーション	2月			
取り組み内容	3月	①【課題抽出調査】 ・現在の「障害者支援施設」で起こっている課題の抽出 →想定されることは ・「医療機関から地域移行等」を進める上での現状での課題の抽出 →想定されることは ・「共同生活援助（グループホーム）」で起こっている課題の抽出 →想定されることは ・「暮らしに関して在宅生活」で起こっている課題の抽出 →想定されることは ②【課題解決策の検討】 →具体的内容の絞り込み ③【制度・政策・具体の提案等】 →福祉計画への意見出し ④【福祉計画に関するモニタリングとアセスメント】 →福祉計画への意見出し	①【課題解決策の検討】 →前年度実施調査の分析と評価 ②【制度・政策・具体の提案等】 →福祉計画への意見出し ③【福祉計画に関するモニタリングとアセスメント】 →福祉計画への意見出し ④【地域生活支援拠点等事業への提案】 →意見出し	

評価	2月	①【課題抽出調査実施】 ・部会開催5回（6月、7月、8月、10月、2月）。 ・「障害者支援施設、共同生活援助事業、短期入所事業、自立生活援助事業、地域移行地域定着事業」及び「医療機関から地域移行等」の課題の抽出とその背景や内容に関する調査を各事業所と障害当事者（家族等含む）に実施する。 ・調査方法としてペーパーとe-kanagawa(web活用)を活用。 ・回答状況：利用者等249回答、共同生活援助28/59回答、自立生活援助9/79回答、短期入所9/13回答、地域移行定着14回答、障害者支援施設6/6回答。 ・調査内容の検討、調査の実施及び集計のまとめまで行った。	①【課題解決策の検討】 ・部会開催4回（5月、9月、11月、2月）。 ・2022年度実施調査のまとめ ②【制度・政策・具体の提案等】 →第7期横須賀市障害福祉計画への意見出し（GH, 障害者支援施設, 自立生活援助, 短期入所, 地域移行・地域定着） ③【福祉計画に関するモニタリングとアセスメント】 →第6期福祉計画の評価と意見出し ④【地域生活支援拠点等事業への提案】 →「緊急時の受け入れ」「体験の機会」「専門的人材の確保と育成」「地域のr体制作り」に関する検討
----	----	---	--

令和4年度～令和5年度 事業計画（在宅支援部会）

【共通目標】：横須賀市障害福祉計画（横須賀市障害児福祉計画）の策定及び評価に対する提言。障害福祉に関する社会資源（フォーマル・インフォーマル）の充実を目指す。

部会等		在宅支援部会		
課題		・個別支援の必要性の高さに対し、対応事業所が少ない。 ・在宅生活及び自立生活のための支援体制が不十分。 ・在宅支援部会を通して福祉の横断的な連携構築の先駆けとする。 ・在宅生活の可能性を追及する。		
方針		・地域生活の推進を図るとともに、その基盤となる社会資源の広がりにつなげます。また、今後の地域課題解決につなげます。 ・専門分野：【居宅介護・重度訪問介護・訪問看護・地域生活支援事業等】 ・40,65歳介護保険移行問題を通して在宅生活の課題と可能性を探ると共に「介保移行ガイドライン（案）」を作成し、利用者への還元を図る。		
計画	時期	達成目標		
		第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）		第7期…（第3期…）
		1年目	2年目	3年目
アセスメント	3月	・在宅生活の現状実態把握 ・課題の抽出 ・課題の共有化 ・障害福祉計画モニタリング ・「介保移行ガイドライン（案）作成」＊次年度継続。	・障害福祉計画の評価と意見 ・課題解決のための検討と提案 ・「介保移行ガイドライン（案）作成及び広報」＊前年度継続作業	・人材育成 ・ガイドライン（案）のモニタリング及び評価と広報活動 ・2年間の活動の総括とこれをベースにした新たな活動方針・次期3年間計画検討、提案策定
プランニング				
インターベンション	4月			
モニタリング	10月			
エバリュエーション	2月			
◎本体活動とは別に「居宅ワーキンググループ」「通所ワーキンググループ」の基本構想を検討し、次年度以降、本部会とは独立した活動を目指す。		1. 制度間（障害、介護保険）の連携を構築し、その連携構築の中で在宅サービスの問題点を抽出する。 ＊第一番目の連携として障害と介護保険の連携を取り上げる。連携構築のテーマとして支援の不連続「障害から介護保険移行（40,65歳）問題」を取り上げる。 ＊実際に発生した移行案件を整理し、移行前（40,65歳未満）と移行後の利用サービスを比較検証することにより、それぞれのサービスの違いや利用上の問題点等を抽出する。 ＊実際に発生する移行案件を利用者・支援者等の同意協力のもとモデルケースとして取り上げ本部会が側面サポートする中で課題を探る。 ＊移行の事例及びモデルケースを検証することから「利用者にとって、負担がなく安心できる移行」はどうあるべきか？を検討する。 ＊この検討結果を「障害・介護保険移行ガイドライン（案）」として纏める。	1. 前年度からの作業（障害・介護保険移行ガイドライン（案）」作成準備を継続する。 ＊内容的には①障害相談支援専門員へのアンケートの実施、②障害福祉課からのヒアリング、③ガイドライン案の作成、という手順で作業を進める。 2. 進捗状況によってガイドライン案が纏まった段階、或は方向性が見えてきた段階で関係各所からのヒアリング等も検討したい。 3. これまでの活動を通して見えてきた新たな課題を抽出し、「障害福祉計画」に対する意見として纏め。 ＊ここに出てきた新たな課題から次年度の活動方針を検討する。	1. ガイドライン（案）の利用についてモニタリングをし評価検討を行うと共に広報活動を実践する。 2. 前2年間の活動を総括し、「障害福祉計画」に対する意見（前年から継続）を最終案として纏める。 3. これまでの課題から導かれた新たな課題を基礎とし、次期3年間の活動方針の素案を作成し提案する。
取り組み内容		3月		

		2. 補助活動 映画「道草」の上映会開催。 ＊行動障害を持つ重度知的障害者が重度訪問介護を使って地域で独居生活を送る姿を記録した映画。 ＊在宅生活の可能性を関係者で共有し、現実的に在宅を広げ定着させるための教材として取り上げたい。 ＊コロナの感染状況を見ながら上映企画を進める。	
評価	2月	部会の活動を通じて見えてきたこと。 ①障害と介保の情報の共有ができていない。 ＊以降前後のサービスを比較するシステムができていない。 ②介護保険ケアマネへのアンケートにより、障害と介保では援助の基本的な姿勢に大きな差がある。 以上から利用者の不利益を回避するため、益々障害と介保の連携の重要性が見えてきたことは一つの成果であると思われる。今後のガイドライン作成においては、如何に連携を盛込んでいくかが、ポイントになると思われる。	前年度の介護保険ケアマネジャーとアンケートに引き続き、障害の相談員に対するアンケートを実施した。結果、双方の計画作成において基本的なスタンスが大きく異なっていることが理解できた。これは単に制度の違いを互いのサービスで補完するという実務作業で調整できるものではないが、双方の溝をいきなり埋めることは不可能であると思われ、改めて障害と介護保険の相互理解と連携協働の必要性を理解することができた。 以上2つのアンケート結果を踏まえ、介護保険優先（又は移行）の手引きの作成に取り掛かったが、内容的には単に個々のサービスを置き換えるというスキームに加えて、障害者の時間軸に対して障害・介護保険を中心とした社会資源の連携をどのように構築し、障害者にとって実り多き優先（移行）を実現していくか、というテーマを盛り込んだ構成になった。また障害相談員やケアマネジャーが日頃から疑問に思っている問題をQ&Aという形で取りあげ、援助者のツールとして活用できる手引き（素案）を作成することができた。 これと並行して一般市民に対する周知啓蒙活動の必要性から優先（移行）のリーフレットを作成した。 残念ながら手引きは連携に力点を置く関係上、関係各所との調整

障害のある方の

障害福祉サービスと介護保険サービスの適用関係について

障害のある方が介護保険の被保険者（おもに*65歳）となり、介護保険による要介護認定を受け、介護保険サービスが給付可能となった際には、社会保障制度の原則である保険優先の考え方の下、介護保険サービスを優先して利用することになります。

このリーフレットでは、障害者総合支援法による障害福祉サービスと介護保険法による介護保険サービスの制度説明とともに、年齢を重ね、高齢者となっても障害のある方が適切なサービスを受けて生活続ける事を目的に作成しています。



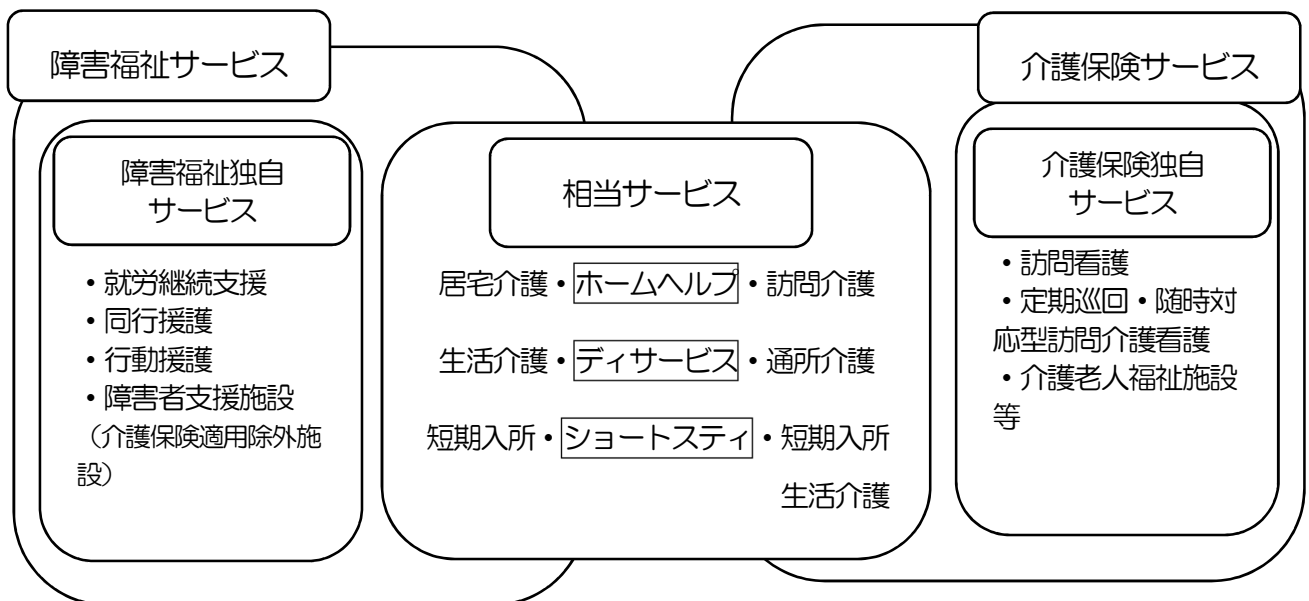
1. 障害福祉サービスと介護保険サービスの関係

適切なサービスを受けて日常生活を送るため、年齢（表1）やサービスの関係（表2）を参考に、利用希望のサービスにより申請手続きを行い、サービス提供事業所と契約し、サービス利用開始となります。

（表1）年齢によるサービス利用可能な範囲

	介護保険法による		生活保護受給者
	特定疾病なし	特定疾病該当者	
～39 歳	障害福祉サービス		
40～64 歳	障害福祉サービス	介護保険サービス	障害福祉サービス
65 歳～	介護保険サービス（障害福祉サービス）		

（表2）障害福祉サービスと介護保険サービスの関係



・障害のある方の利用意向を障害福祉課の地区ケースワーカーが聞き取りを行った結果、下記①から③に該当し、障害支援区分が認定された場合には、障害福祉サービスを利用することができます。

①ケアプラン上、介護保険サービスのみによって確保できない。

②利用できる施設が身近にない、定員に空きがないなど介護保険サービスの利用が困難な場合

③介護保険要介護認定結果が非該当の場合

・介護保険サービスと障害福祉サービスを併用利用の場合、居宅サービス計画または介護予防サービス計画（ケアプラン）において、対象者が必要とする障害福祉サービスについても位置づけが必要です。

2. 介護保険サービスの概要・サービス利用の流れ

サービスの概要

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態のときに申請します。

主に入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練・看護および療養上の管理、医療が必要な方が日常生活を営むことができるように支援できる制度です。



利用者：1号被保険者 65歳以上の方

2号被保険者 40歳から64歳までの特定疾病（16疾患）の診断がある方

利用者負担：原則1割（一定所得以上は2割・3割負担がある。）

応益負担 サービスの量に応じた負担 要介護度に応じて上限金額がある。

*高額介護サービス費 利用者負担が高額の際には、世帯の課税状況で上限を超えた分は申請により支給されます。

サービス利用の流れ

- ①相談する : ご本人にどのような支援が必要か。手続き・継続的な相談などお話しします。
- ②要介護認定の申請：介護保険課、地域福祉課、各健康福祉センターで申請できます。
その際、介護保険証、主治医の氏名・医療機関等を申請書に記入し申請します。
- ③訪問調査 : ご自宅（病院・施設等）で調査員が主にご本人の様子を調査します。
- ④主治医の意見書 : 申請書に記載された主治医に市役所から記載依頼し、直接市役所へ返送されます。
- ⑤要介護認定 : ③、④の結果を認定審査会にて審査し、要介護認定が決定します。
申請から30日以内（現状、45から60日程度）に認定結果を通知します。
- ⑥要介護1～5の場合、居宅介護支援事業所に連絡：ケアマネジャーを依頼、契約します。
- ⑦ケアプランを作成：相談しながら、必要なサービスを調整し、サービス利用に向けて作成します。
- ⑧サービス利用開始：ご本人（ご家族）、ケアマネジャー、サービス提供事業所でサービス担当者会議を行う。サービス提供事業所とも契約をして、サービス利用開始。

*要介護認定結果で

- ・要支援1・2の場合は介護予防として、地域包括支援センターと相談の上、日常生活の相談を行います。
- ・非該当の結果の場合、元気で生き生きと生活し、要介護状態にならないようにするための教室（総合事業）で生活を支援します。

*1号被保険者となる65歳になる1か月前に介護保険課より介護保険者証が発送され、介護保険申請が可能です。生活保護受給者は生活福祉課職員と相談して申請となります。

*要介護認定の申請日より暫定利用（サービス利用開始）は可能です。審査結果により自費になる事があります。

※福祉用具も暫定利用ができます。障害のある方の状況に個別対応することが必要と判断される装具等については障害福祉サービスでの補装具費より支給になります。

《問い合わせ先》 介護保険課

介護認定の申請

認定係 046（822）8310

介護サービスの給付に関すること

給付係 046（822）8253

3. 障害福祉サービスの詳細・サービス利用に向けて

サービスの概要

障害（身体障害・知的障害・精神障害・発達障害）のある人、難病の人が安心して地域で自立した日常生活・社会生活を送ることができるよう、一人ひとりの障害状況や生活状況に応じて利用できるサービスです。

また、障害福祉サービスは、全国共通の基準の「自立支援給付」と市町村が地域の特性を考慮して提供される「地域生活支援事業」の2つに分かれています。



利用者：身体障害、知的障害、精神障害、発達障害のある人
難病等により一定の障害がある人（国の定める疾患）

利用者負担：原則一割負担

サービスの利用者の所属する世帯の所得に応じた区分により負担上限月額が設定
（生活保護・市民税非課税→0円、

市民税課税（所得割 16 万未満）→9,300 円、上記以外 37,200 円）

※新高額障害福祉サービス費 65 歳になる前5年間に継続して、※1特定の障害福祉サービスを利用し、引き続き、※2特定の介護保険サービスを利用した場合、サービスの自己負担額をお支払いするものです。

※1障害福祉相当サービス：居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所

※2介護保険相当サービス：訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能居宅介護

サービス利用の流れ

- ①相談する：ご本人にどのようなサービス支援が必要か。手続き・相談などお話しします。
- ②申請：障害福祉課で申請します。
- ③調査：障害福祉課の地区ケースワーカーと調査員がご自宅等でご本人の様子を調査します。
- ④主治医意見書：申請時、医師意見書をお渡しします。ご本人がかかりつけ医に記載依頼し、病院から直接市役所へ送られます。
- ⑤認定（障害支援区分）：③、④の内容を認定審査会（会議）にて審査し、障害支援区分が決定します。申請からおおよそ2～3か月かかります。障害支援区分が書かれた書類が郵送されます。
- ⑥サービス等利用計画案を作成：相談支援事業所（の相談員）と契約し、作成を依頼。
セルフプランの場合、（必要時）地区ケースワーカーがお手伝い、作成します。
- ⑦サービス等利用計画を提出
- ⑧受給者証発行（支給決定）：提出されたサービス等利用計画を参考に、ご本人が使えるサービスを障害福祉課で検討し、決定します。サービスの量・種類、有効期限が書かれた「障害福祉サービス受給者証」が発行され、郵送されます。
- ⑨サービス利用開始：ご本人（ご家族）、サービス提供事業所、相談支援専門員や地区担当ケースワーカーでサービス担当者会議を行う。サービス提供事業所とも契約をして、サービス利用開始します。

※生活環境や使用したいサービスの変化があった際には、地区ケースワーカーにご相談下さい。相談支援事業所と契約をしている方は、相談支援専門員と定期的なモニタリングや相談でサービスが生活にあっているかどうかを確認します。

※障害福祉サービスの暫定利用はできません。

《問い合わせ先》 障害福祉課 障害福祉サービス係 046（822）8249

4. 地域での生活を応援します！

障害福祉サービスも介護保険サービスも支援する役割や名称は違いますが、日常生活には力強い支援者です。地域でサポートができるようにお手伝いします。



地域福祉課（ほっとかん）

市役所内での福祉の総合相談窓口。
主に高齢者の支援や成年後見制度利用に
関しての相談を行います。

障害者基幹相談支援センターが併設さ
れており、障害者支援職員向けのバック
アップ支援機能もあります。

障害福祉課

地区ごとに担当ケースワーカーがいま
す。
障害福祉サービス利用など相談や支援を
行います。
セルフプラン利用者の支援や介護保険制
度利用に向けての案内・相談・支援を行
います。

介護保険課

介護保険に関する
ことを全般に行い
ます。主に介護保険サ
ービスの申請、介護認
定、介護給付、介護保険料に関するこ
と、高齢者福祉に関することなどを行
います

障害者相談サポートセンター

市内5か所にあります。
障害がある方が、地域で生活をする際
の日常生活での一般的な相談や支援を行
います。

地域包括支援センター

市内 12 か所、地区ごとに担当のセンタ
ーがあります。
高齢のみなさんやご家族、地域の人か
らの相談をお受けします。
生活全般に関する地域情報の提供や介
護保険サービスの使い方、ケアマネジャ
ーに関するご相談にお答えします。



相談支援専門員

ご本人が日常生活をする上で相談支援
専門員と相談し、サービス等利用計画を
作成し、サービス等の調整を行います。
定期的にもモニタリング等を行い、支援
体制を整えます。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護認定で主に要介護1から5で介護
サービスを利用する際に契約し、利用し
ます。日常生活を介護保険サービスの利
用で生活ができるかご本人と相談し、サ
ービスの調整を行い、ケアプランを作成
、サービス利用に向けて支援します。

サービス提供事業所（障害福祉）

相談支援専門員と相談した計画やセル
フプランに基づき、サービス提供事業所
と契約し、サービス利用します。
＊介護保険サービスが行えるサービス提供
事業所もあります。

サービス提供事業所（介護保険）

ケアマネジャーが作成した計画にもと
づき、サービス提供事業所と契約し、サ
ービス利用します。
介護保険サービス内での提供もありますが、制度では受
けられないサービスを自費で依頼することも可能です。
＊障害福祉サービスも行えるサービス提供事業所もあり
ます。

令和4年度～令和5年度 事業計画（相談支援部会）

【共通目標】：横須賀市障害福祉計画（横須賀市障害児福祉計画）の策定及び評価に対する提言。障害福祉に関する社会資源（フォーマル・インフォーマル）の充実を目指す。

部会等		相談支援部会		
課題		・様々な個別課題への対応と解決。 ・支援者（相談員含む）同士が地域で「顔の見える関係」の構築。（フットワーク&ネットワーク作り） ・困難ケースの課題解決のための仕組み作り		
方針		地域別会議等で検討された個別課題を集約し、様々な関係者で共有化を図り、地域課題として取り上げが必要な内容については基幹相談支援センターと協議します。 ※ 5つ委託相談支援センターを中心に「地域別会議等」を定期的を開催し、個別課題・地域課題の抽出と検討を行います。 ・専門分野：【相談支援等】		
計画	時期	達成目標		
		第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）		第7期…（第3期…）
		1年目	2年目	3年目
アセスメント	3月	・顔の見える関係作り（ネットワーク化） ・地区別会議の定着（フットワーク強化） ・相談支援専門員の質の向上（人材育成） ・共通課題の抽出	・障害福祉計画の評価と意見 ・地域課題の抽出 ・ケースワークの強化 ・困難ケース解決の事例検討 ・困難ケース解決の標準化（モデル可） ・次期3年間計画検討、提案	・ケースワークの標準モデル作成
プランニング				
インターベンション	4月			
モニタリング	10月			
エバリュエーション	2月			
取り組み内容	3月	①地域別会議 目的：顔の見える関係を作る 方法：各地域別5グループに別れて、事例検討会を実施する。（2ヶ月間で1～2回程度）ファシリテーターはサポートセンター職員が行う。場所提供・記録はグループメンバーで協力して行う。	①地域別会議 目的：地域全体を意識して事例検討を行う ②個別課題別会議 事例から見える地域課題を具体化し障害福祉計画に反映してもらうための整理を行う。	①地域別会議 目的：事例から見える課題について検討し、課題解決に向けて提案を行う。
		②個別課題別会議 ケースワークを行政機関と相談支援事業所の連携を図り、課題について共通認識を持つ。	③相談支援事業の複数事業所による協働モデルについての模索	②個別課題別会議 事例から見える課題整理と共に、地域の相談支援のスキルアップについての企画を行う。

評価	2月	①地域会議 相談支援事業所を5グループに分けて、地域会議を各2回実施。グループ内での情報交換、サービス調整、バックアップ支援、ケースの移行等の連携が始まっている。地域会議にも障害福祉課、保健所の職員が出席し、担当者レベルでも課題共有の場となった。コロナ禍でもあり会議の再調整もあったが、会議の会場として各事業所の協力が得られた。相談支援専門員が事業所を知るきっかけとなっているので、来年度以降も協力を依頼する。 ②相談支援部会 各地域会議の事例検討から抽出された課題について、基幹相談支援センター、障害福祉課、保健所、児童相談所と共有するための相談支援部会を3回実施、相談支援事業所全体会にて部会でまとめられたものを報告し、更に課題についての具体化を図った。第2回全体会の場で、「相談支援事業の複数事業所による協働モデル」について説明し、来年度以降モデルとして実施ができるかどうかの模索をすることとしている。	①地域会議 前年度同様各2回実施。顔の見える関係になりつつある。1回実施後に更にスキルアップを図るため、ストレングスモデルを用いたグループスーパービジョン（以下GSV）の実施に向けて、委託相談支援事業所相談支援専門員に対してファシリテーション研修を実施。模擬GSVを繰り返し、地域会議2回目は試験的にGSVを実施した。また、「事例」から「地域課題」の抽出を可視化するために、基幹相談支援センター職員及び主任相談支援専門員に対して、再研修を実施した。 ②相談支援部会 前年度同様のメンバーで2回実施（3月に3回目開催予定）。地域会議で抽出された地域課題の整理及びGSVの説明をし、来年度の体制についての検討を行った。 ③相談支援事業所の複数事業所による協働モデル 全事業所に対して個別に説明し、実施に向けて調整中。	
----	----	--	---	--

令和4年度～令和5年度 事業計画（移動支援部会）

【共通目標】：横須賀市障害福祉計画（横須賀市障害児福祉計画）の策定及び評価に対する提言。障害福祉に関する社会資源（フォーマル・インフォーマル）の充実を目指す。

部会等		移動支援部会		
課題		・制度運用がニーズにマッチしていない。 ・事業所の不足、人材の不足。 ・障害児者の社会参加の推進。		
方針		「移動支援」については、多くの課題が挙げられており、実務者運営会議の中に特別部会として位置付け、現状分析（評価）を行うとともに課題解決について協議します。 【移動支援、行動援護、重度訪問介護】		
計画	時期	達成目標		
		第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）		第7期…（第3期…）
		1年目	2年目	3年目
アセスメント	3月	・現状評価（調査） ・課題の抽出 ・他市との比較検討 ・障害福祉計画モニタリング	・障害福祉計画の評価と意見 ・新たな制度内容及び支援内容提案	・新制度及び支援内容絵の移行
プランニング				
インターベンション	4月			
モニタリング	10月			
エバリュエーション	2月			
取り組み内容	3月	①【移動支援の課題の整理】 →今までの課題の整理と再確認 →現状調査（課題の再整理） →現在の制度の検証（ニーズとのミスマッチ） ②【新たな制度提案に向けての検討】 →多角的な検討 →他市の取り組みの検証 ③【移動支援等のガイドライン作成】 →具体的項目や内容の検討 ④【福祉計画のアセスメントとモニタリング】 →意見出し	①【課題解決策の検討】 →前年度実施調査の分析と評価 ②【新たな制度提案に向けての検討】 →多角的な検討 →他市の取り組みの検証 ③【移動支援等のガイドライン作成】 →具体的項目や内容の検討 ④【福祉計画のアセスメントとモニタリング】 →意見出し	

評価	2月	①【課題抽出調査実施】 ・部会開催5回（6月、7月、8月、10月、2月）。 ・「移動支援事業」を中心とした課題の抽出とその背景や内容に関する調査を各事業所と障害当事者（家族等含む）に実施する。 ・調査方法としてペーパーとe-kanagawa(web活用)を活用。 ・回答状況：利用者等313回答、事業所25/41回答（61%） ・調査内容の検討、調査の実施及び集計のまとめまで行った。	①【課題解決策の検討】 →部会開催4回（5月、9月、11月、2月）。 →2022年度実施調査のまとめ ②③【新たな制度提案に向けての検討】【移動支援等のガイドライン作成】 →ガイドラインの論点（対象者、支援の利用範囲、移動支援の内容、移動支援に関する利用料金、移動支援の手順、他のサービスとの関係、事業者を求める条件、その他） ④【福祉計画のアセスメントとモニタリング】 →第7期横須賀市障害福祉計画に対する意見交換。「移動支援、行動援護、同行援護、重度訪問介護等について」	
----	----	---	--	--

令和4年度～令和5年度 事業計画（地域生活支援拠点等部会）

【共通目標】：横須賀市障害福祉計画（横須賀市障害児福祉計画）の策定及び評価に対する提言。障害福祉に関する社会資源（フォーマル・インフォーマル）の充実を目指す。

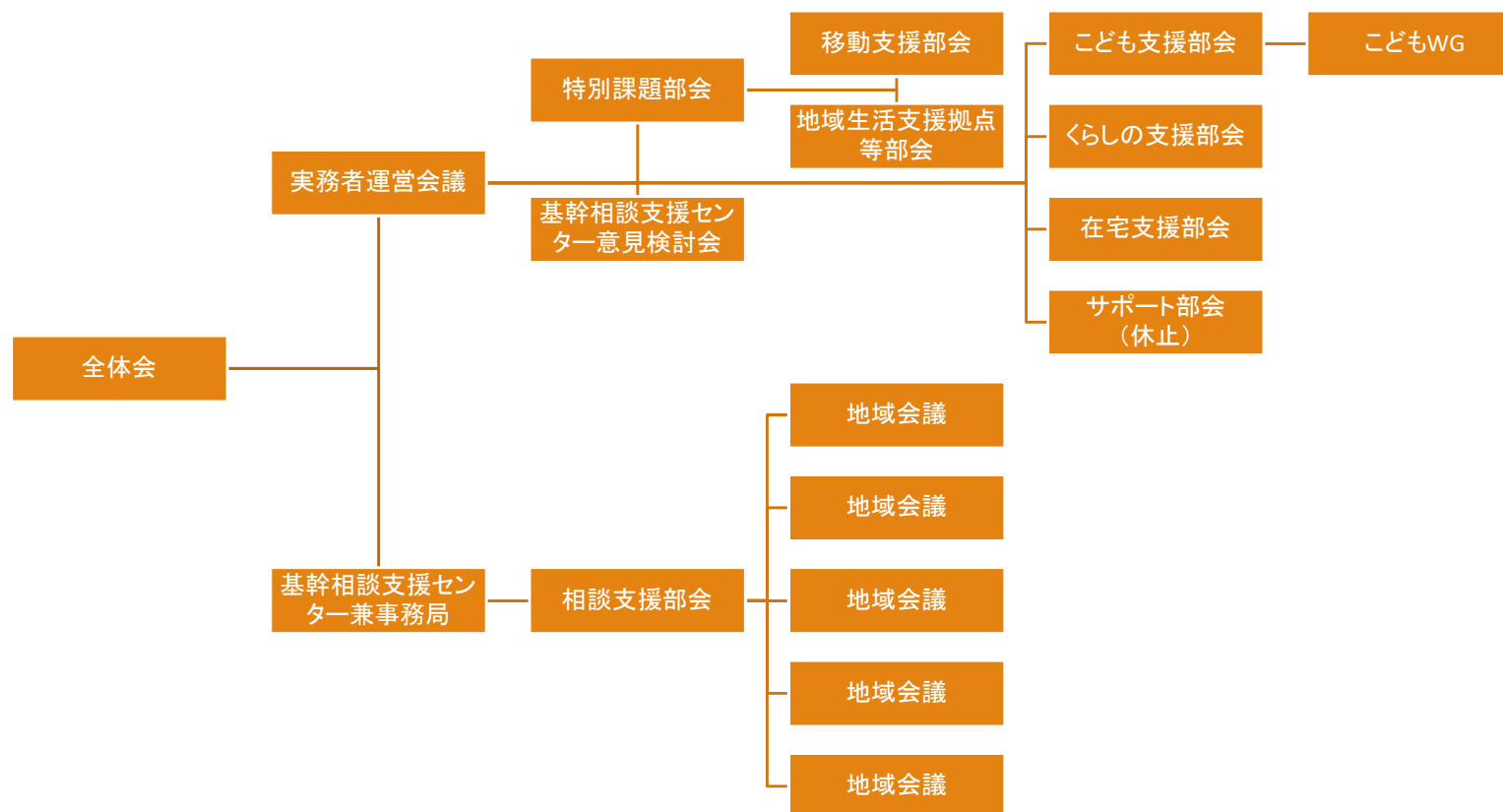
部会等		地域生活支援拠点等部会		
課題		・地域生活を継続するための、総合的な支援。（含む理解の促進） ・障害の重度化、高齢化（ご家族含む）に対する地域生活支援体制の構築（面的整備）		
方針		・横須賀市内に障害福祉計画で定められている「地域生活支援拠点等事業」を面的整備として構築するため、今期は、実務者運営会議の中に取り入れ、集中的に行政とともに協議します。 ・専門分野：【家族・本人・地域生活サポート、福祉サービス等】		
計画	時期	達成目標		
		第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）		第7期…（第3期…）
		1年目	2年目	3年目
アセスメント	3月	・「地域生活支援拠点等事業」の具体的内容の検討。 ・「⑤地域の体制づくり」の場とし、以下の取り組み内容をもとに協議会での「地域生活支援拠点等」の概念を示せるようにします。	・「地域生活支援拠点等事業」の設置（実施） ・協議会で提出した概念をもとに登録制度案を提出できるようにします。 ・次期障害福祉計画への意見表出、次年度以降の計画も進捗に応じて検討します。	・「地域生活支援拠点等事業」の周知・修正 ・研修会を開催し、地域生活支援拠点等の登録制度案の周知と参加者からの意見収集。登録制度案の修正を行います。 ・並行し関係する支援機関への協力を依頼していきます。
プランニング				
インターベンション	4月			
モニタリング	10月			
エバリュエーション	2月			

取り組み 内容	3月	手段は対面・書面・ZOOMなど会議開催のための様々な手段を積極的に活用していきます。 ・はじめに地域生活支援拠点等の共通理解を図る必要があります。厚生労働省が示すイメージ、横須賀市の障害福祉計画での位置づけ、近隣市町村等での実施状況等を共有し委員の中で共通理解の土壌をつくります。 ・次に、利用者・家族視点も交えて課題となっていることや地域生活支援拠点等に希望する支援について意見交換します。 ・次に、すでに面的整備に近いかたちで実践に取り組まれている事例について援助技術面から良かった点や課題となっているところを共有していきます。 ・最後に上記の経過を踏まえうえて目標としていた概念を提出できるよう検討します。	・登録制度を整備していくにあたり、対象として考えられる利用者・家族の抱える課題、関係支援者への依頼方法など、既存のフォーマット用紙等も参考にしながら実際に活用できる登録制度案を作成します。 ・一度、実務者運営会議・全体会に提出し、意見を募ります。下半期で募った意見をもとに修正をかけて年度末に再度提出します。	・協議会で設定した概念・登録制度案をもとに地域生活支援拠点に関する研修会を基幹相談支援センターと開催する。主な発信内容は「厚生労働省や他市町村の状況について説明」「地域生活支援拠点：横須賀版の概念・登録制度の説明」「参加者（当事者・家族・支援者）から登録制（ハイリスクの定義、登録の手続きやフォーマット紙、関係支援者間での依頼方法）について意見をもらう。（情報発信・収集） ・研修機会で得られた意見をもとに横須賀市版の①相談②緊急時の受け入れ・対応③体験の機会・場④専門人材の確保・養成を実現可能な順から体制整備に向けて協力機関を募っていく。
評価	2月	当初の活動スケジュールより大幅に開催回数を修正した。現時点までに4回の開催となっている。初回は顔合わせと部会進行にあたってのグラドルールの確認等行う。第二回は委員・事務局より他市での拠点等についての情報共有、各位委員に実現できたら良いと思う支援の意見集約を行う。第3回は5つの機能ごとに意見を整理した。機能ごとにも広く課題があることがわかり、4回目には〈早急な取り組みの必要性の判断基準〉と〈実現可能性の判断基準〉のセグメント整理を行い、さらに委員より意見出しを行った。いずれの機能に対する課題も円環的に他の機能課題と連動している状況にあり、漸進的な取り組みが求められる。 次年度は次期障害福祉計画に向け2回開催を予定しており、5つの機能整備の具体や時期、そして部会としての意見ととりまとを行いたい。	令和5年度は主に2点について取り組んだ。ひとつは障害福祉計画の更新時期にも重なり、地域生活支援拠点等の整備に向けた項目について当部会からも協議会へ上げて頂けるよう意見を集約した。ふたつめに、本題である地域生活支援拠点等の整備にあたっての協議内容を福祉こども部長宛てに回答することができた。これら成果物については「第7期横須賀市障害福祉計画」、「横須賀市の地域生活支援拠点等の面的整備の基本的な考え方（たたき台案）」を参照されたい。現時点での特別課題部会としての役割は回答をもって果たしたといえる。 本年度の課題としては、参加いただいた委員へ進捗・成果の報告が未定のまま年度末を迎えている点である。また、今後の取り組みとしては時限的な特別課題部会以外の位置づけを協議会内で再設定し、地域生活支援拠点等の面的整備に向けた具体を協議していく場を設ける必要がある。	

令和6年度～令和8年度 障害とくらしの支援協議会 編成の基本的な考え方について(案)

令和5年度実務者運営会議

協議会編成(現状)



2年間、新体制での協議会運営をしてみても

良くなったと感じる点

- ・障害福祉計画との連動性◎
- ・部会の目的が明確
- ・議論の活発化
- ・当事者の参加



改善ができそうな点

- ・「個別支援」と「地域福祉の基盤づくり」のつながり強化。
⇒地域課題認識抽出から課題解決までの過程が見えやすいボトムアップ型の組織編成。
- ・部会で取り扱う内容が幅広く、協議が可視化されにくい。
⇒協議会で取り組む内容の整理と焦点化が必要。
- ・もっと多くの人に協議会を知っていただきたい！
⇒ネットワーク形成や人材育成の取り組みが必要。

令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた（自立支援）協議会の機能と構成

（自立支援）協議会の役割・機能（障害者総合支援法89条の3関係）

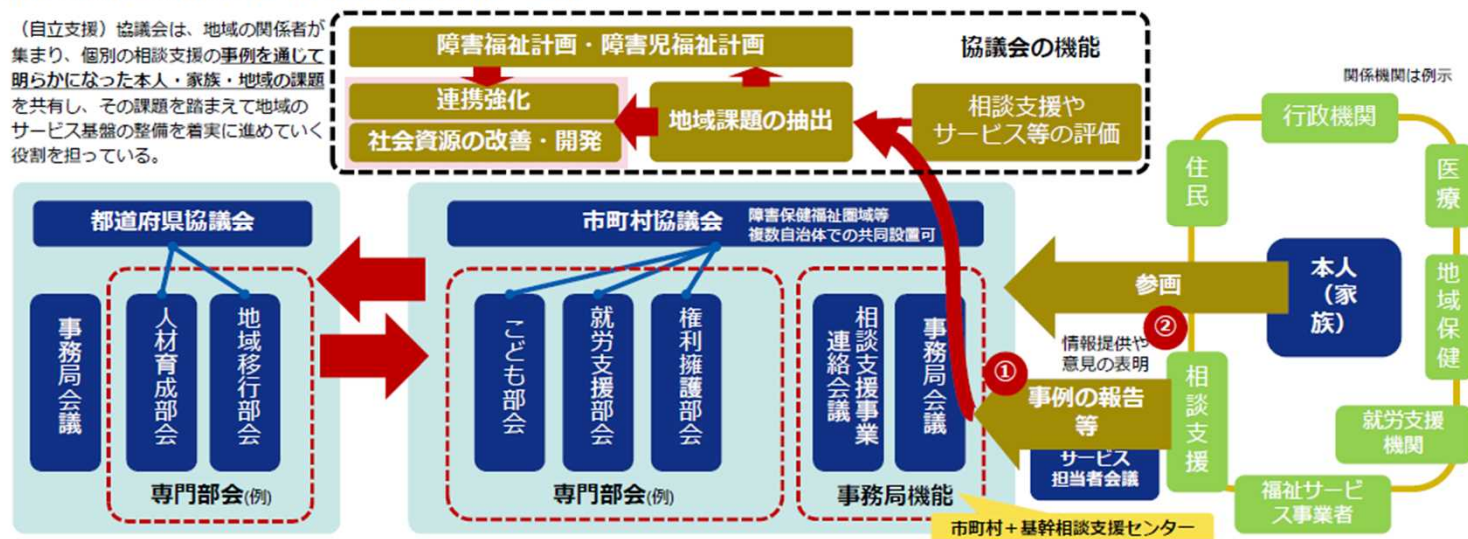
令和6年4月1日施行

- 改①** 協議会を通じた「地域づくり」(※) にとっては「個から地域へ」の取組が重要。(第2項改正)
- 「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」
- 新②** 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課す。(第3項、第4項新設)
- 新③** 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。(第5項新設)
- * 今回改正により、社会福祉法（重層的支援会議等）・生活困窮者自立支援法（支援会議）・介護保険法（地域ケア会議）と同旨の規定をもつものとなった。(第3項～第6項)

地域の状況を反映した、現に住民が直面している課題を検討することによる協議会の活性化

(※) 協議会を通じた「地域づくり」の取組イメージ例

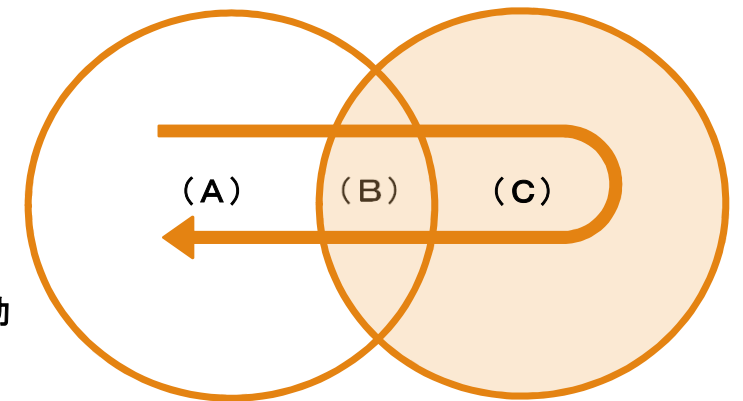
（自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。



地域課題抽出から課題解決までの過程

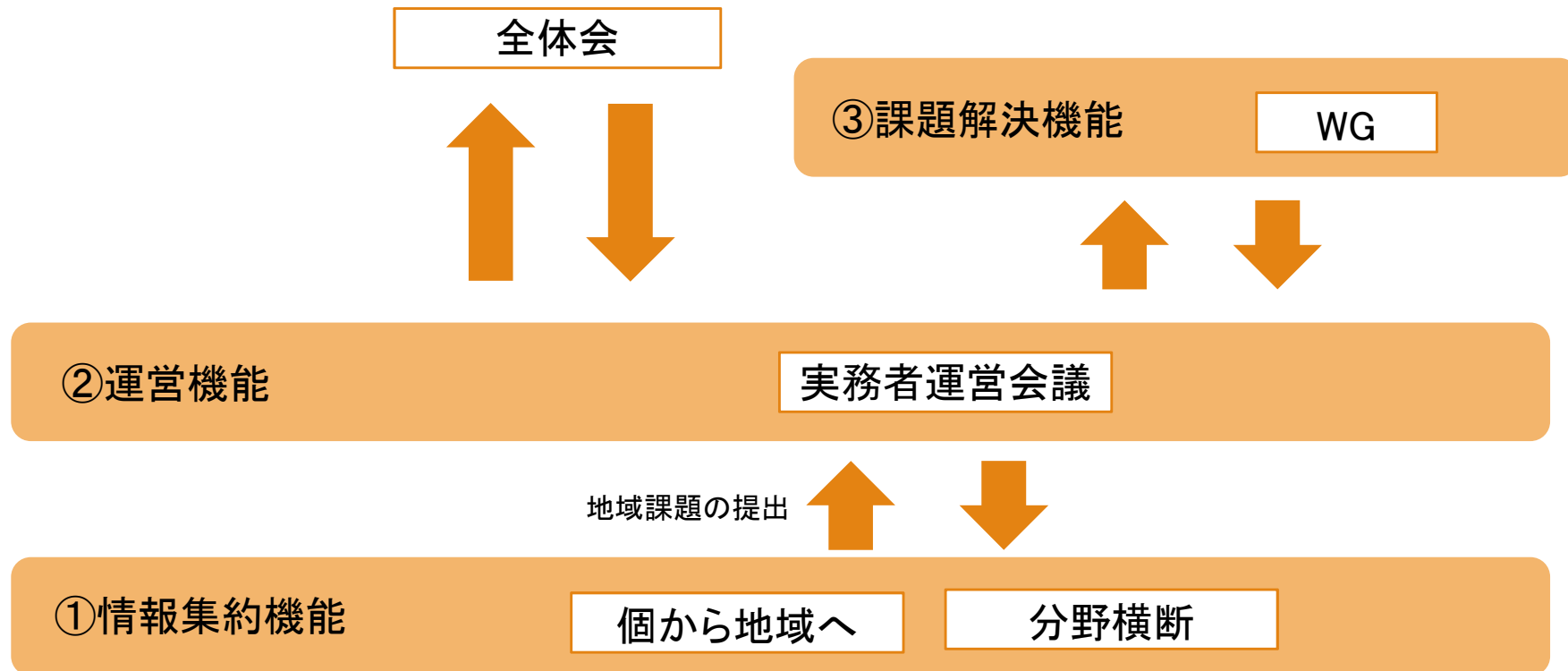
- (A) の困り感を集約し、地域課題として認識していく。
- 課題に対する方策は様々ある中で、協議会として (B) (C) で何を取り組みたいのか整理する。
- 取り組み内容の焦点化を行い、スモールステップで解決に向けて取り組んでみる。
- これらを繰り返していく。

(A) 個を地域で支える援助
(B) 個を支える地域をつくる援助
(C) 地域福祉の基盤づくり

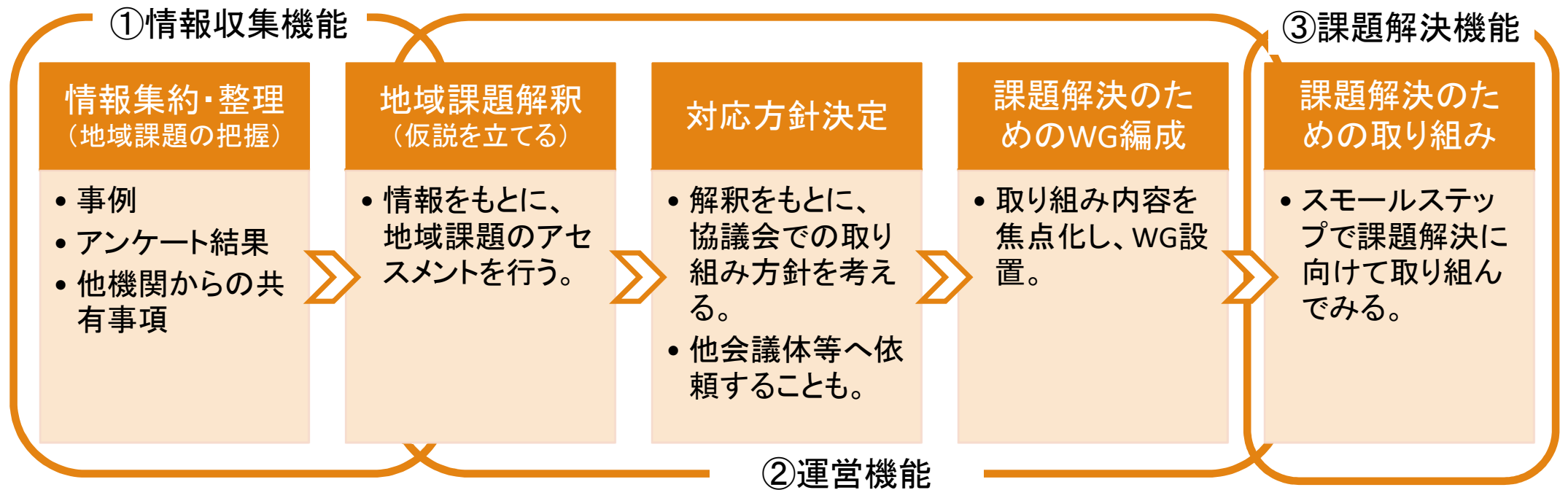


(岩間伸之, 原田正樹, 「地域福祉援助をつかむ」2012, 有斐閣)

地域課題抽出と課題解決を意識した 組織編成の大枠(案)



地域課題抽出と課題解決までの過程



①情報集約機能

- 日々の個別支援の中での困り感を集約し、地域課題を抽出する。
- 地域課題の抽出と併せて、
「～だからじゃないか？」という仮説についても集約する。

(1) 個から地域へ

事例やアンケート調査等をもとに、課題を「個から地域へ」と昇華させる。

(2) 分野横断

分野を超えた関係者が、横断的・継続的に情報共有や意見交換を行う。

①情報集約機能

(1)「個から地域へ」にかかる組織(案)

- 地域課題整理部会
(相談支援専門員が行う
ストレングスモデルのグループスーパービジョンによる地域課題抽出)
- その他(案)については、次年度検討予定。

①情報集約機能

(2)「分野横断」にかかる組織(案)

- 障害福祉分野/教育分野
- 障害福祉分野/高齢福祉分野
- 障害福祉分野/医療分野 (※既に会議体あり)
- 障害福祉分野/就労分野 (※既に会議体あり)

②運営機能（協議会全体のマネジメント）

- 協議会の目的達成のために、実務者運営会議で担う。
- 地域課題として認識されたもののアセスメントを行う。
- アセスメントを元に、協議会の取り組み方針をプランニングする。
- 取り組み内容を焦点化し、WG設置。
- 情報集約機能と課題解決機能との連携を行う。
（各機能の支持と取り組み状況のモニタリング。）

②運営機能を担う 実務者運営会議 委員構成について

市内の障害者支援を行う社会福祉法人+障害者相談サポートセンター+有識者	
青い鳥	知恵の光会
あまね	なないろ
海風会	みなと舎
クオレ	横須賀基督教社会館・田浦サポセン
心の会・相談室あすなろ	横須賀たんぽぽの郷
三育福祉会・ゆんるり	よこすか黎明会
湘南アフタケア協会	横須賀市社会福祉事業団
清光会	チームブルーよこすか
清和会	ぴーす・とーく
誠心会	有識者(学識経験者・障害関係施設協議会 他)

③課題解決機能

- ②運営機能(実務者運営会議)で
決定した取り組み方針に基づき、WGを設置する。
- WG設置にあたっては、解決期間の目安等を設定する。
- WGメンバーの公募枠導入によるネットワーク形成。
(障害福祉情報サービスかながわで周知/e-kanagawaで募集)

実務者運営会議が 課題解決機能WGを設置するにあたって

- 課題解決のためのWG設置にあたっては、
視点（個を支える地域をつくる援助/地域福祉の基盤づくり）や
「自立支援協議会の運営マニュアル」の内容等に留意する。

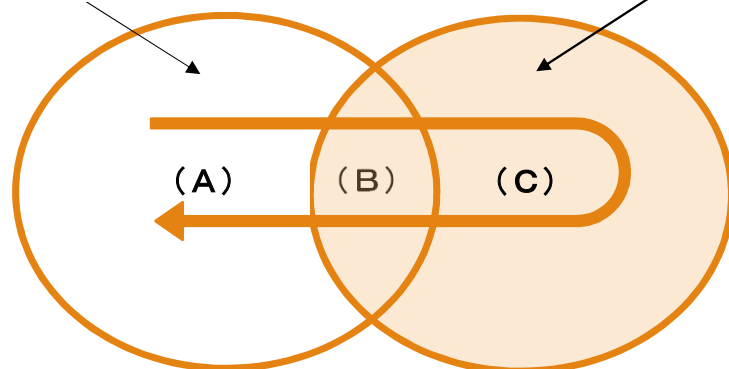


WG設置の際に留意したい視点

	連携の緊密化	支援体制の整備
(A)	障害のある人を支援する関係者で情報共有をし、個別課題を明確にする。	個人をエンパワメントする。
(B)	ケースを通じたやりとり以外でも、顔の見える関係を作っていく。 個別課題を積み上げ、地域課題として展開する。	個人を支えるネットワークをエンパワメントする。 (支援者支援)
(C)	共通する地域課題について、分野を超えて取り組み、障害福祉分野を超えた協力者を増やしていく。	地域・地域資源をエンパワメントする。

地域を基盤とした
ソーシャルワーク

地域福祉の基盤づくり



- (A) 個を地域で支える援助
- (B) 個を支える地域をつくる援助
- (C) 地域福祉の基盤づくり

(岩間伸之, 原田正樹, 「地域福祉援助をつかむ」2012, 有斐閣)

WG設置の際に留意したい点

情報

- 情報の共有化
- 情報の発信

調整

- 分野を超えたネットワークの構築
- 地域課題の整理
- 課題解決のための組織づくり
- 障害福祉計画の進捗確認

開発

- 地域診断
- 資源の開発・改善

教育

- 研修会
- スーパービジョン

権利擁護

- 意思決定支援
- 権利侵害防止

評価

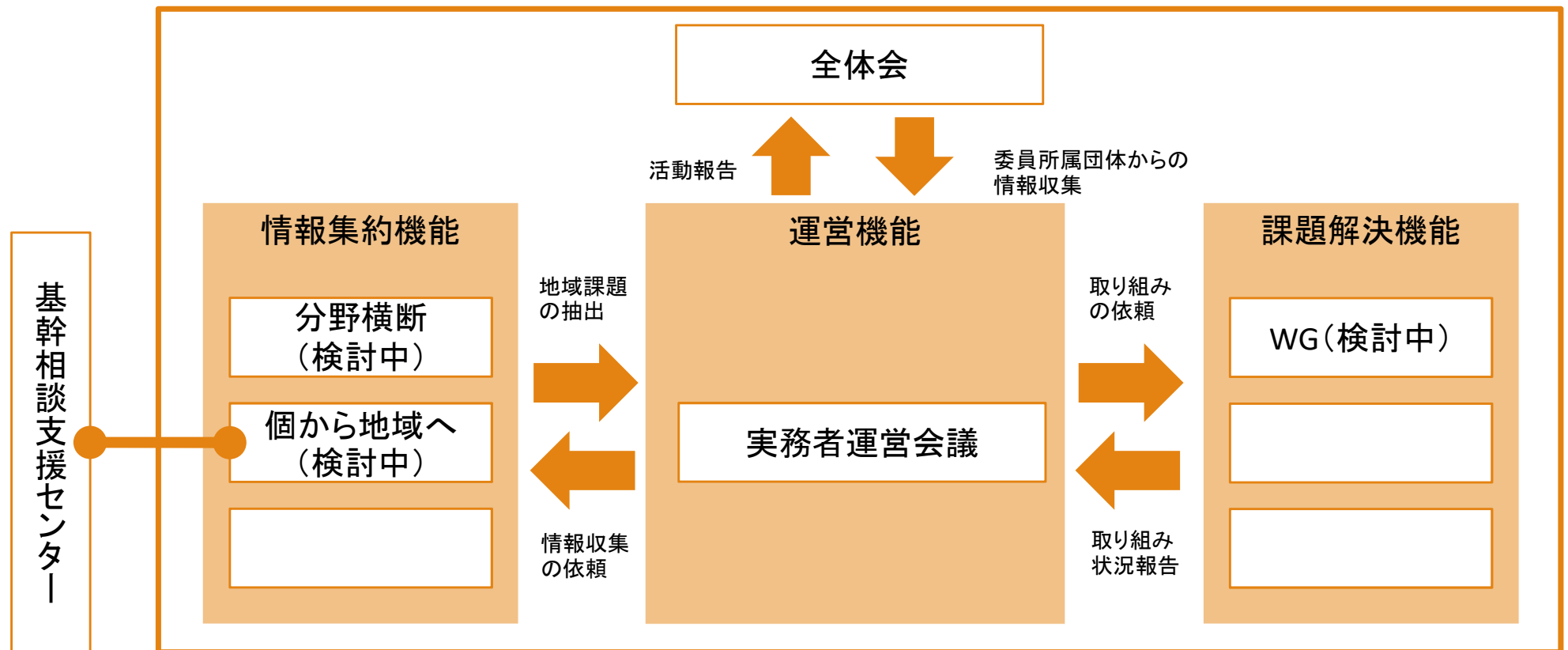
- ケアマネジメントプロセスに関する評価システム
- 委託相談支援事業所や基幹相談支援センターの評価システム
- 施策や法制度への提言システム

参考:財団法人 日本障害者リハビリテーション協会「自立支援協議会の運営マニュアル」

②運営機能が円滑に③課題解決機能と連携するために

- ②運営機能は協議会全体のマネジメントを行うため、課題解決の取り組みについては、特にモニタリングが必要。
⇒実務者運営会議委員が、WGの取り組みを支える。

地域課題抽出から課題解決を意識した 機能と組織編成(案)



実務者運営会議を支える 基幹相談支援センターについて

- 協議会運営の事務局として、日程調整・会場予約・周知等を行う。
- 基幹相談支援センターの業務内容の1つである
「地域の相談支援体制の強化の取組」を進めるにあたり、
①情報集約機能の「地域課題整理部会（案）」における
相談支援事業者の人材育成の支援と積極的に連携する。

參考資料

相談支援に係る部会編成(案)

BEFORE

地域会議

目的: 相談支援専門員のネットワーク形成
個別ケースの課題解決
内容: 相談支援事業所が5グループに分かれて、
事例検討を行う。

相談支援事業所 全体会

目的: 地域会議に参加する相談支援専門員へのフィードバック
内容: 相談支援部会での協議内容や、
相談支援体制に係ることの周知等

相談支援部会

目的: 地域会議の事例から、地域課題の抽出を行う。
内容: 地域会議の事例の共通項等の分析

AFTER

グループスーパービジョン

目的: 人材育成・地域課題の抽出
内容: 相談支援事業所が5グループに分かれて、
グループスーパービジョンを行い、
地域課題整理シートを利用して地域課題の抽出を行う。

1回/月
開催

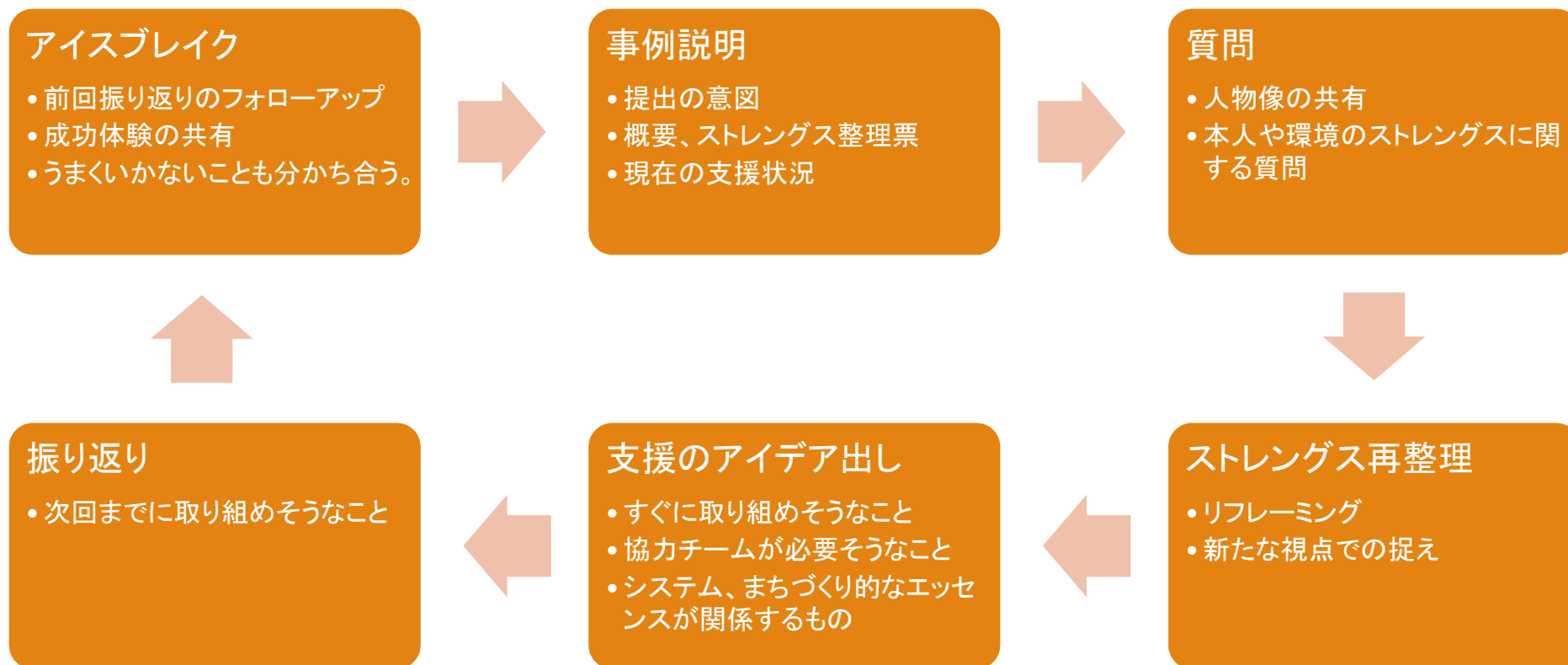
相談支援事業所 全体会

目的: グループスーパービジョンに参加する
相談支援専門員へのフィードバック
内容: 相談支援部会での協議内容や、
相談支援体制に係ることの周知等

地域課題整理部会

目的: グループスーパービジョンで抽出された地域課題の整理。
内容: 基幹相談支援センターと主任相談支援専門員等で、
地域課題整理シートの分析を行う。

ストレングスモデルのグループスーパービジョン



グループスーパービジョンによる 地域課題抽出

- 地域課題整理シートを活用し、地域課題抽出を行う。

